

田辺市人権尊重のまちづくり条例（仮称）案

豊かな自然に囲まれた田辺市には、古くから全ての人を温かく受け入れてきた人権文化の素地があり、私たちの先人は、病気や災害、貧困、戦争など様々な困難な状況においても、人を育て、まちをつくとともに、戦後の早い時期から、市民、事業者、関係団体、行政及び議会が一体となり、同和問題の早期解決を中心とした人権に関する施策に取り組み、大きな成果を収めてきた。

また、世界人権宣言や、日本国憲法の理念に基づき、平成 17 年に制定された田辺市民憲章の中に、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」とし、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちをつくることを定めた。

しかし、国内の人権をめぐる状況をみると、今もなお、同和問題に対する誤った意識や偏見の潜在が見られることや、女性や子供、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、性的少数者等に対する差別や暴力、疾病等に起因する差別や暴力、その他様々な人権問題が存在し、多くの人を傷つけ安全で安心な暮らしを脅かしている。

近年では、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、インターネット等における人権侵害や、災害時等における真実ではない情報の流布など、新たな課題が生じている。

このような状況を踏まえ、国では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）の制定など、人権問題の解消のための法整備が行われている。

市においても、市の責務として、地域の実情に応じた差別解決のための更なる取組を行うとともに、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、様々な人権問題について正しく理解した上で、不当な差別やあらゆる暴力を許さないという意味を持ち、態度や行動で表していく必要がある。

ここに、長年にわたり人権尊重のまちづくりに取り組んできた市民としての誇りを持って、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちにするとの方決意の下、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市の責務や市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、全ての人が掛けがえのない個人として尊重されるものであるとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、一人ひとりが大切にされ幸せを実感できるまちの実現を図ることを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、前条に規定する目的を達成するため、行政の全ての分野で、人権に関する施策を総合的に推進するとともに、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るものとする。

2 市は、インターネット等による差別表現、差別発言その他の人権侵害に当たる行為が発生した場合は、国、県及び関係団体との連携を図り、人権問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場や機会において、互いの人権を尊重し、自らが人

権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚に努めるものとする。

- 2 市民は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。

- 2 事業者は、様々な人権問題の解決に向け、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(人権に関する施策の推進)

第5条 市長は、田辺市人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、様々な人権問題の解決に向けた取組を図るため、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

- 2 市長は、基本方針に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実を図るものとする。

(人権教育及び啓発)

第6条 市長は、基本方針に基づき、様々な人権問題について正しい理解を深め、これを体得するために必要な人権教育及び啓発を行うものとする。

(相談及び支援体制の充実)

第7条 市長は、基本方針に基づき、国、県及び関係団体と連携し、様々な人権問題に応じるために必要な相談及び支援体制の充実を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。